

ふじみ野市子育てのための施設等 利用給付認定（新2・3号認定）について

幼稚園・認定こども園（教育部）を利用する方が、保育を必要とする場合に、施設利用料の一部無償化（新2・3号認定）の申請をする為のご案内です。

※ すでに他市区町村で認定を受けている子どもも、ふじみ野市に転入した場合は、新たに申請が必要です。

1.申請が可能な方

ふじみ野市に住民票があり、保育を必要とする世帯が対象です。

なお、満3歳児クラスについては、市民税非課税世帯等が対象です。

※ 市民税非課税世帯等とは、市民税非課税世帯（4月から8月までは前年度分、9月から翌3月までは当該年度分の市民税額を適用）、生活保護受給世帯、保護者が里親である世帯又は小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者です。

2.保育の必要性と利用料の一部無償化期間について

保育の必要性は、保護者（父母及び同居の18歳以上60歳未満の方全員）が、下表「保育を必要とする事由」に該当する場合に認定されます。

※ 世帯分離している場合も同居に含みます。

※ 保育の必要性の認定が無い場合は、施設利用料の一部無償化の対象にはなりません。

保育を必要とする事由（保護者の状態）		利用料の一部無償化期間
就 労	一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上就労している（家事手伝いは不可）	就労を継続している期間
妊 娠・出 産	出産前又は出産後、間がない	出産予定日の6週前の翌月から出産日の8週後の月末まで ※多胎の場合は産前14週前の翌月から
保 護 者 の 疾 病・障 がい	日中保育できないような傷病または身体や精神に障がいがある	診断書に記載された加療期間
介 護・看 護	同居中の病気や障がいがある親族を常時介護又は看護している ※時間は「就労」と同じ	介護・看護が必要な期間
災 害 復 旧	震災・風水害・火災等で家屋の復旧作業中	復旧を終え、保育可能になるまで
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている	3ヶ月間 ※期限内に基準を満たした就労証明書の提出があれば、就労で継続可
就 学	学生又は職業訓練校に在学している ※通信教育は不可 ※時間は「就労」と同じ	在学期間中(卒業・修了予定日まで)

虐待やDV	児童虐待や配偶者等からのDVの恐れがあり、市民相談や児童相談所への相談がある	恐れがなくなり、保育できるようになるまで
育児休業取得中の継続利用	既に就労で保育を必要とする認定を受けており、継続して保育してもらう必要がある ※育児休業を理由に新規申込不可	生まれた子が1歳になるまで ※生まれた子が1歳になるまでに保育所等に入所できず、育休を延長する場合は、1歳になった年の年度末まで

3.一部無償化対象となる利用料について

在園施設の預かり保育の利用料が、月額上限の範囲内で無償化されます。実際に施設へ支払った額と無償化対象上限額を比較して、低い金額が還付されます。利用料を超えての還付はありません。

対象料金	満3歳児クラスの上限額 ※ 非課税世帯等が対象	3歳児～5歳児クラスの上限額 (年少～年長)
預かり保育の利用料 (実費は除く)	1日 450円×利用日数 (月額上限 16,300円)	1日 450円×利用日数 (月額上限 11,300円)

※ 満3歳児クラスとは、3歳になる日の前日から最初の3月31日を迎えるまでの間にある子どもを対象としたクラスのこと。プレは除く。

4.申請方法・申請期限

「5.申請に必要な書類」に記載された書類を期限までにご提出ください。

※ 月単位の認定です。遡りや月途中の認定は行いません。

● 令和6年4月の新規入園と同時に利用料の一部無償化を希望する方

入園施設が申請書類を取りまとめる場合は、当該施設が指定する日までにご提出ください。

ふじみ野市へ直接持参するよう指示があった場合は、令和6年1月31日(水)までに、ふじみ野市役所本庁舎2階の保育課、若しくは大井総合支所市民総合窓口課福祉窓口係までご提出ください。

● 年度途中で幼稚園・認定こども園に入園する方及び在園中の方で、利用料の一部無償化を希望する方

利用料の一部無償化を開始したい月の前月末日までに、申請書類をふじみ野市役所本庁舎2階の保育課、若しくは大井総合支所の市民総合窓口課福祉窓口係へご提出ください。

● すでに他市区町村で認定を受けている子どもがふじみ野市に転入した場合

転入後、速やかに申請書類をふじみ野市役所本庁舎2階の保育課、若しくは大井総合支所の市民総合窓口課福祉窓口係にご提出ください。

※ 転入前の市区町村で認定を受けていない場合は、申請日の翌月から利用料一部無償化の対象になります。

5.申請に必要な書類

(a) 提出必須書類

- ▶ 子育てのための施設利用等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ※ 申請が必要な子ども1人につき1枚ずつご提出ください。記入の際は「記入例」をご参照ください。
- ▶ 保育を必要とする事由の証明書類（保護者及び同居の18歳以上60歳未満の方全員分）
- ※ 詳細は「(b)保育を必要とする事由の証明書類」をご確認ください。

(b) 保育を必要とする事由の証明書類

事 由		必 要 書 類
就 労(内 定)		☆就労(予定)証明書(一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上であること) ※必ず勤務先の担当者が記載すること。本人が書いたと思われる場合は無効とします。
自営業や個人事業主 <small>※ここでいう「自営業」は、親族経営の会社も含まれ、自分や親族が就労証明書を記載する状態のこと</small>		☆就労証明書(時間は上記同様 ※自分あるいは親族または親族会社の担当者が記入) ●開業届の写し(開業届の提出がある方のみ) ●一日(1週間)・一月のスケジュール ●給与・売上(3ヶ月の実績)を証明するもの(通帳の写し、なければ収入・支出の内訳をまとめた帳簿または請求書・納品書の写し)
児童と同伴で出勤		☆就労証明書(時間は上記同様 ※余白に同伴就労である旨を勤務先の担当者が記載すること)
妊娠・出産	産 前	●母子健康手帳の表紙(氏名)と分娩予定日
	産 後	●母子健康手帳の表紙(氏名)と出生届出済証明(市が記載・押印)部分の写し
保護者の疾病・障がい		☆医師の診断書(市様式が不可の場合は、同等の内容が記載された医療機関様式) ●(身体・療育・精神等)障害者手帳の氏名・等級記載部分の写し
介護・看護		☆保育所・無償化対象施設入所に関する介護・看護状況申告書 ☆被介護(看護)者の「医師の診断書(市様式が不可の場合は、同等の内容が記載された医療機関様式)」 ●「障害者手帳」か「介護保険資格者証」の氏名・等級などの状態記載部分いずれかの写し ●入院計画書、ケアプラン等があればその写し
災害復旧		●罹(り)災証明書(市民課で申請)
求職活動		☆保育所・無償化対象施設入所に関する求職活動申告書
就学		☆在学証明書(一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上) ※学生証、カリキュラム添付
虐待やDV		●市民総合相談室や児童相談所への相談記録(相談していることを申し出る)
育児休業取得中の継続利用		☆就労証明書(一日4時間かつ月16日かつ月64時間以上)に育児休業期間が記載されたもの

「☆」は市(保育課)の様式、「●」は任意様式またはご自身で準備するものです。

※ 保護者及び同居の18歳以上60歳未満の方(世帯分離している場合も含む)全員分を提出。

※ 状況に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

☆様式については、ふじみ野市役所本庁舎2階保育課若しくは大井総合支所市民総合窓口課福祉窓口係で配布しております。市のホームページからもダウンロード可能です。

☆市のホームページからダウンロードする手順☆

▼ふじみ野市 HP から以下のページにアクセス

「預かり保育等利用料及び認可外保育施設等利用料一部無償化事業の手続き」ページ内にある

「施設利用のための認定申請の書類」の、「保育を必要とする事由の証明書類」

からダウンロードできます。



こちらからもアクセス可能です。

(c)要件に該当する方のみご用意いただく書類

要件	ご用意いただく書類
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ひとり親家庭等医療費受給者証の写し ➤ 戸籍謄本 ※上記の内いずれかを提出
離婚調停中 ※配偶者と別住所にあること	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 離婚調停中であることを証明する書類 (家庭裁判所からの呼び出し状の写し、事件係属証明等)
兄弟姉妹が認可外保育施設・企業主導型保育施設・療育施設等に入所している若しくは入所が決定した世帯	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 在園証明書(兄弟姉妹用)

(d) 満3歳児クラスの申請をする方のみご用意いただく書類

要件	ご用意いただく書類
保護者及び同居の方が、令和5年1月1日にふじみ野市に住民票がない場合 ※世帯分離している場合も同居に含む	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人番号(マイナンバー)提供書 ➤ 令和5年1月1日時点にお住まいの市区町村で発行した令和5年度課税(非課税)証明書 ※上記の内いずれかを提出 ※海外に住所があった場合は、勤務先が発行する令和4年1月1日～令和4年12月31日の期間の給与支払証明書等、海外での年間収入(総支給額及び控除額)の分かる書類
保護者及び同居の方が、令和6年1月1日にふじみ野市に住民票がない場合 ※世帯分離している場合も同居に含む	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個人番号(マイナンバー)提供書 ➤ 令和6年1月1日時点にお住まいの市区町村で発行した令和6年度課税(非課税)証明書(令和6年6月頃発行可能になるため、発行可能になり次第提出) ※上記の内いずれかを提出 ※海外に住所があった場合は、勤務先が発行する令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間の給与支払証明書等、海外での年間収入(総支給額及び控除額)の分かる書類
生活保護受給者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活保護受給者証(全体)の写し
保護者が里親である世帯又は小規模住宅型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者が里親であること又は小規模住宅型児童養育事業者であることを証明する書類 (児童委託証明書、その他の養育関係にあることを証する書類)

【個人番号（マイナンバー）提供書を提出するときの注意点】

提出の際には、個人番号（マイナンバー）提供書を記入の上、ご自身で用意した封筒に申請こどもの名前と生年月日を記載し、次の書類を同封しご提出ください。

- 個人番号（マイナンバー）提供書
- 次の書類のいずれか
 1. マイナンバーカード（両面印刷）
 2. 個人番号通知書又は個人番号記載の住民票の写しと本人確認資料（免許証等）の写し

6.利用料の一部無償化の請求について

保護者が利用料を施設へ支払った後に、ふじみ野市に対し無償化の給付（施設等利用費）の請求を行っていただく必要があります。

(1) 請求時期

請求の受付は四半期ごとに行います。請求月に下記「(2) 請求に必要な書類」一式をご提出ください。書類を確認後、ふじみ野市から保護者指定の口座へ、実際に施設へ支払った額と無償化対象上限額を比較して、低い金額をお振込みします。

利用月	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
請求月	7月	10月	1月	4月 ※1

※1 年度末の請求の締め切りは、4月末日（休日の場合は直前の平日開庁日）となります。

【注意事項】

- ・利用施設が請求書を取りまとめる場合は、当該施設が指定する日までにご提出ください。
- ・ふじみ野市へ直接持参する場合は、ふじみ野市役所本庁舎 2 階の保育課、若しくは大井総合支所市民総合窓口課福祉窓口係までご提出ください。
- ・施設等利用費を請求できる期間は、施設の利用月の翌月 1 日から 2 年間です。超過すると請求書を受付できませんので、お早めにご請求ください。

(2) 請求に必要な書類

- (a) 預かり保育事業の施設利用費請求書（返還のための申請書：市の様式）
- (b) 振込先の口座登録・変更申込書（最初の請求時のみ提出：市の様式）
- (c) 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書（施設が発行する書類）
- (d) 特定子ども・子育て支援提供証明書（施設が発行する書類）

【注意事項】

- ・書類の不備や金額の誤り等ある場合は、ご来庁いただき、修正していただきます。
- ・認定時に就労実績が 3 ヶ月に満たない方や転職をした方は、就労を開始して 3 ヶ月経過後に、3 ヶ月分の就労実績確認書類（給与明細か就労証明書）をご提出ください。
- ・就労で認定を受けている場合、理由なく 1 ヶ月の就労実績において 1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上に満たない月の利用料は請求できません。

7.提出済申請書の内容に変更があった場合

申請書提出後に次の事項が発生した場合は、速やかにその旨を利用予定の施設及びふじみ野市保育課へご連絡ください。

- 保育を必要とする事由が変更になる時（求職者が就労する、産休・育休を取る等）
- 世帯状況(離婚、結婚、単身赴任等)や同居人の状況が変わる時
- 居住地が変わる時
- 就労状況が変わる時（就労時間・日数が変更になる等）
- 転出をした時（転出先の市区町村で再度申請が必要）

《お問い合わせ》

ふじみ野市役所 こども・元気健康部 保育課
ふじみ野市福岡 1-1-1 電話 049-262-9035



ふじみ野市 PR 大使
『ふじみん』